

令和5年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和5年5月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	14番	北川富美子	15番	大塚 高司
	16番	阿辻 康博	17番	小畑 義彦
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

12番 尚永 稔

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第136号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第137号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第138号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第139号	農用地利用集積計画の一部取り消し案について
議案第140号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第141号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第142号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について
議案第143号	令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について

5. 議事録署名委員

16番 阿辻 康博 17番 小畑 義彦

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和5年5月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。今月の審議事項につきましては3条申請が23件、4条申請が1件、5条申請が11件、と、農用地利用集積計画の一部取り消し案の決定、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農業委員会の令和4年度の活動の点検、評価案、令和5年度の目標及び活動計画案の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る5月8日に当番委員、8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説

明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告欠席委員の報告、12番の尚永稔委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、16番の阿辻康弘委員、17番の小畑義彦委員、両委員よろしくお願します。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願します。まず、報告事項について、事務局から説明をお願します。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、畑1筆、13㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡中山町地先、田1筆、33㎡を売買により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は雑種地、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て、計3筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田3筆、7,144㎡の解約です。番号1から3は全て相対による解約で、耕作目的ための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。

1月定例総会における議案第119号で計画が決定されたことにより、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和5年3月17日及び同月30日付で、滋賀県農林漁業担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。1月の利用集積計画の内、196筆、358,864.76㎡について、農地中間管理権の設定があり、また、個人から滋賀県農林漁業担い手育成基金が借り手となり、10年から20年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で他の耕作者に変更があり、残余期間について、次の耕作者への農地中間管理権の設定が91筆、151,906㎡を含め、今回の配分計画では、48人の借り手に、計287筆、510,770.76㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第136号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第136号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が23件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。なお、通常より申請件数が多くなっておりますが、法改正による下限面積の撤廃が主な要因で、申請の際もその旨、申請人から話を聞いております。

番号1、土地の表示、南浜町地先の畑1筆、83㎡を交換にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ耕作がされておりました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。申請地は譲受人の自宅付近の土地で、公共事業による代替地として取得されるため申請されたものです。

番号2、土地の表示、室町地先の畑2筆、185㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は市街化区域の白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜の作付けをされておりました。申請地は、令和4年8月10日付けで指定農地として3条の許可を行った案件ですが、今回の法改正により売買で申請されたものです。

番号3、土地の表示、新栄町地先の田1筆、137㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、現況青地の畑で現地を確認したところ、野菜の作付けをされておりました。申請地の南側は譲受人の農地であり、一体的に耕作を行うため、譲受人と話がまとまり、売買で申請されたものです。

番号4、土地の表示、湖北町今西地先の畑1筆、95㎡を、この後説明させていただきます番号5の土地と交換にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、耕作はされていませんが、草刈り等はなされており、耕作を再開できる状況です。

譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。申請地は、譲受人の自宅付近の土地で、管理がしやすいことから、両方で話がまとまり、交換で申請されたものです。

番号5、土地の表示、湖北町今西地先の畑1筆、219㎡を、先ほどの番号4の土地と交換にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、雑草が繁茂している状況ですが耕作を再開できる状況です。番号4において説明させていただきましたとおり、同じ集落の方同士で、交換で申請されたものです。

番号6、土地の表示、西浅井町大浦地先の畑1筆、313㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、雑草が見受けられましたが耕作を再開できる状況です。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地の隣に居住している耕作可能な譲受人と、売買で話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、稲葉町地先の田2筆、4,209㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で現地を確認したところ、耕作がなされておりました。譲渡人と譲受人は親子で、生前贈与のため申請されたものです。今後は、親子で協力して耕作を行っていく予定でです。

番号8、土地の表示、東主計町地先の畑1筆、9.91㎡と、田1筆、198㎡の合計207.91㎡で、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と畑で、現地を確認したところ、今後耕作をするべく草刈りがなされておりました。譲受人は申請地隣接の農地所有者で、隣

接地と一体的に耕作するため売買で話がまとまり、申請されたものです。なお、登記地目が田の部分も畑として作付をされる予定です。

番号9から番号17は賃貸借で、借り受け人はいずれも同じ法人で、所在も同じ余呉町下丹生地先ですので、まとめて説明させていただきます。なお、いずれも青地の田です。番号9、1筆、1,376㎡、番号10、1筆、2,332㎡、番号11、1筆、1,247㎡、番号12、1筆、1,418㎡、番号13、1筆、1,563㎡、番号14、3筆、4,636㎡、番号15、1筆、1,740㎡、番号16、1筆、1,527㎡、番号17、2筆、2,585㎡、以上でございます。申請地を確認したところ、いずれも耕作がなされていました。当該法人は、申請地周辺で耕作を行う法人で、規模拡大を行うべく、賃貸借で農地を借り受けるために申請をされたものです。

番号18、土地の表示、南浜町地先の畑1筆、352㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ野菜の作付けをされておりました。なお、申請地は、令和4年12月12日付けで、指定農地として3条の許可を行った案件ですが、今回の法改正により売買で申請されたものです。

番号19、土地の表示、錦織町地先の畑1筆、441㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ一部果樹が植えられており、その他は雑草もない状況です。本件は空き家バンクを経由しての案件で、付近の空き家に移住し、今後、耕作をするため申請されたものです。

番号20、土地の表示、西浅井町塩津中地先の田4筆、4,176㎡と、畑1筆、49㎡、合計4,225㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地のうち、田3筆は青地、残りの田1筆と畑1筆は白地です。現地確認したところ、耕起がされていない土地もありましたが、今後耕作が再開できる状況です。本件は、空き家バンクを経由しての案件で、付近の空き家に移住し、今後耕作をするため申請されたものです。なお、今回農地を取得するにあたり、地元集落営農組織から機械や技術の協力を得て、今後耕作を行っていかれるとのことです。

番号21、土地の表示、西浅井町塩津中地先の田1筆、927㎡と、西浅井町岩熊地先の田1筆、1,452㎡、畑2筆、778㎡の合計3,157㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地のうち、田2筆は青地で、畑2筆は白地です。現地確認したところ田は耕起がされていました。なお、畑は耕作放棄地となっていました。草刈等もなされ、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は市外の方で管理ができないことから、申請地周辺で耕作をされている譲受人と贈与で話がまとまり、今回申請をされたものです。

番号22、土地の表示、谷口町地先の畑1筆、373㎡を、売買で権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、野菜の作付がなされていました。譲渡人は市外の方で、管理ができないことから、申請地の隣接に居住する譲受人と売買の話がまとまり、今回申請をされたものです。

番号23、土地の表示、鍛冶屋町地先の畑1筆、376㎡で、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で草刈がされており、一部耕起がなされていました。譲受人は市外の方ですが、父親が亡くなられ、相続された申請地隣接のガソリンスタンドを運営する

合間に畑として使用するため、今回譲渡人と売買で話がまとまり申請をされたものです。

以上、番号1から23につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び、申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第136号について、事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第136号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。法改正後の案件は増えてきているのですか。

(事務局)

はい、増えています。

(会長)

受付すれば、毎回、事務局では現地確認をされているのですか。

(事務局)

はい、案件毎に確認させていただいております。

(会長)

分かりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第136号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することと賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第137号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第137号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第137号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、去る4月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年5月8日に、8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、唐国町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者及び地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、唐国町地先、畑1筆、191㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは平成23年頃、申請人が近隣の建築業者に資材置場として貸し出す際に、その業者が舗装もされたもので、今回、財産の整理を行っていたところ、農地法の許可を得ずに舗装整備されたことが判明したことから、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第137号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第137号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第138号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第138号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第138号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第137と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可することから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告いただきます。

(橋本委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、曾根町地先、田、216㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。譲受人は申請地の北側で家電リサイクル業を営んでおり、譲渡人で妻名義の土地で営業をしていました。今回、農業用倉庫の建設を計画した際、転用手続きが適切になされていないことを指摘され、申請されたものです。本人から提出された添付書類において、昭和60年の圃場整備完了後に、当時の所有者から農地法3条許可による売買を持ち掛けられ、移転後まもなく田畑転換届出を行い、畑等で使用するために造成工事を実施したものの、実際は資材置場として使用していたこと、及び知識不足とはいえ、これまで適切な措置を講じなかったことをお詫びする旨の申出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側及び西側の側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、木之本町田部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地は国道沿いに設置された自動車整備場であり、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町田部地先、田2筆、989㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を自動車整備場兼店舗敷地とした申請です。周囲の状況は、東は国道、西は水路、南は農地、北は里道です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、貸出人が、平成14年頃から自動車整備場兼店舗を整備するために造成工事を行ったもので、転用手続きを行っていませんでした。本来なら、原状回復してから、再度、転用申請を行うべき事案ですが、そのような工事を行うことになれば膨大な経費がかかるため、今後、このようなことを行わない旨を誓約し、現状を追認いただきたいとの添付書類の提出を受けております。今回、農地転用5条申請として、貸出人の子供が経営している法人を借受人として申請されています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の道路側溝及び西側水路に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。なお、この案件は11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

（橋本委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、川道町地先、畑、37㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地のすぐ東側の土地と建物を購入しましたが、同敷地から北側道路に出るには、譲渡人の敷地を通る必要があり、所有者了解のもと通行していましたが、土地を借りないと道路に出られない状況を解消するために、土地を購入することになったものの、地目が農地のままであることが判明し、今回、申請されたものです。なお、本来なら、前所有者が建物を建築した際、同敷地を借りて通行することになる前に転用申請すべきでありましたが、手続きができておらず、現在に至っていることに対し謝罪し、今後はこのようなことはしない旨の添付書類の提出を受けています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、北側の道路側溝に排出されており、隣接に農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、高月町森本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町森本地先、田2筆、834㎡、契約内容は売買、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は不動産業を営んでおり、市北部を中心に造成工事、宅地分譲を行っており、今回、事業を行っていくのに必要となる資材置場の設置を計画し、所有者と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、湖北町八日市地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、湖北町八日市地先、畑、174㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人が祖父名義の土地に住宅の建築を計画され、申請されたものです。なお、同敷地には、祖父が農地法の許可を得ずに昭和48年に農業用倉庫を建築していたことが判明し、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、南側の道路側溝に排出されており、隣接農地にもないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、高月町松尾地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、高月町松尾地先、畑、208㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは借受人の夫が、30年以上前に所有者の敷地を借りて車庫を建築し、現在に至っております。今回、財産の整理をしていたところ、農地法の許可を得ていないことが判明し、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地東側側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、川道町地先、畑、548㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人が父親名義の土地に住宅の建築を計画され、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、東側及び南側の水路に排出する計画になっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、木之本町山梨子地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、木之本町山梨子地先、畑、343㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状

況は、東は山林、西は里道、南は山林、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は同集落で民泊施設及び喫茶店を開業するにあたり、スタッフ及びお客様駐車場を確保する計画を立て、所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地がないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、八島町地先、田、622㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請人が妻の父親名義の土地に住宅を建築する計画を立て、申請されたものです。なお、同敷地は、平成18年頃、現所有者の先代が農地法の許可を得ずに資材置場として使用するために埋め立てており、今後、このようなことはしない旨の添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側の水路に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。

申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、内保町地先、田9筆、6,389㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の

状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人が分譲宅地を整備する計画を立て、所有者と売買の話がまとまり申請されたものです。なお、同敷地の中央には、各所有者が土地を出し合って整備された水路があり、今後も申請地の西側農地に水を供給するために必要であり、申請人と地元の改良組合長が協議し、申請人の責任で同機能が維持されるように水路機能を維持することで合意ができている旨の報告を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側及び南側道路側溝に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、尊野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、尊野町地先、田2筆、747㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅兼店舗とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請人は妻の実家近くの土地に住宅兼店舗を建築する計画を立て、所有者と売買の話がまとまり申請されたものです。なお、同敷地の西側の農地所有者からは、来年度以降も耕作が可能となるように水路から給水及び南側水路への排出ができるように要望があり、覚書を交わして、両者が同意の上で転用手続を行う旨の報告を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地と農地との境界付近にL型擁壁を設置し、南側の水路に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第138号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号11についてお聞きします。住宅兼店舗なので、747㎡もの面積の農地転用ができるのでしょうか。面積に決まりはありませんでしたか。

(事務局)

お答えします。農地転用の許可に関して、面積が500㎡以上だとできないという決まりはなく、面積の妥当性でいいますと、必要である面積を提示していただき、判断していくことになります。今回の案件ですと、一般住宅にしては大きな敷地だと思いますが、店舗兼ということで、お客様駐車場含め、整備されるという事業計画が出ており、面積の部分についても妥当性があると判断しました。

(廣部委員)

以前、農作業場を建てるのに、500㎡以内でないと出来なかったと記憶があります。住宅兼店舗なら500㎡以上でも出来るのですか。

(事務局)

補足をさせていただきます。一般住宅が500㎡というのが、一般的なお話だと思いますが、いわゆる市街化調整区域における一般住宅の基準が開発基準で500㎡未満に決まっており、この案件は非線引き区域になります。

(廣部委員)

はい、思い出しました。ありがとうございます。

(会長)

他にございませんか。

(大塚委員)

番号4についてお聞きします。真ん中に間があるようにみえますが、資材置場にした後はどうになるのですか。

(事務局)

はい、補足の説明をさせていただきます。写真をご覧くださいと、間がみえますが、地籍調査が実施されており、その部分を里道という位置づけで法務局の登記がされています。現況は一帯的に使われております。申請時、申請者に確認させていただいたところ、こちらの里道の部分については実質、機能を果たしておりませんので、本市の担当部局と協議し、今、払い下げの手続きを進めていると申し出を受けております。払い下げもやむを得

ないだろうと判断し、今、手続き中でございます。申請者が一帯的に利用され、南側から出入りする、事業計画になっております。

(大塚委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私から、番号10についてお聞きします。開発案件だと思いますが、水路についてはそのまま維持するということでしたが、ここは里道、水路、どちらですか。

(事務局)

ご説明させていただきます。間にある部分については里道です。開発の申請時、今後は分譲宅地にされる予定ですが、こちらはそのまま道として整備される事業計画です。水路については、敷地の間に東西に流れている水路であり、公図上に水路は全くありませんが、この集落の中では、この土地の所有者の方々が出しあい、水路敷地を確保し、これまでずっと運用されておられましたので、その機能は引き続き維持したいという地元の申し出があり、事業者の方もそれを受け入れて、引き続きその水路については維持していくという形で、地元との協議が進んでいるという報告をいただいております。

(会長)

里道は存続しているのですね。はい、わかりました。

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第138号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第139号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第139号、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、このことについて農業経営基盤強化促進法第19条の規定により決定を求めます。令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。3月に承認いただきました、農用地利用集積計画の内、別紙所有権移転につきまして、公告後、申請日以前に譲渡人が死亡され、相続登記が完了していることが判明したため、本件の取り消しを行い、次の議案第140号、番号8で再度計画承認を求めるものです。今回の誤りについては、受付を行う際に便宜上農地台帳にて確認を行っていることから、相続の確認できなかったことが原因であり、今後は複数人での確認を行うなど再発防止努めることとの報告を受けております。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第139号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第139号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第140号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第140号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進

法第18条の規定により決定を求めます。令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は所有権移転の案件がございます。所有権の移転につきましては、所有者5人、取得者6人、筆数は12筆、面積は14,471㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、所有権移転について、と記載されている番号1から番号12につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号12については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第140号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(將亦委員)

1番から12番まで全て認定農業者とお聞きしました。7番の譲受人の営農面積の記載がありません。認定農業者でしたら、少しぐらい所有面積があると思うのですが。

(事務局)

確認させていただきたいと思います。農業振興課からは認定農業者であると聞いております。また後日、報告させていただきます。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第140号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第141号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第141号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました1番から32番までの32件、早崎内湖土地改良区から申し出のありました、番号33番の1件、合計33件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第141号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第141号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案および、議案第143号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、関連事案と

して一括で審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、議案第143号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、意見を求めます。令和5年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、議案142号と143号について続けて説明させていただきます。この活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度、策定しインターネット等で公表することが農業委員会等に関する法律で定められております。本案件は令和5年4月10日に農地最適化委員会で承認をいただき、定例総会にかけさせていただいています。

それでは、最初に議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について説明させていただきます。まず、農業委員会の状況についてですが、令和4年4月1日現在の数値で記載しております。2、最適化活動の実施状況の、1、最適化活動の目標成果でございます。現状及び課題で、令和4年3月31日現在、集積面積が5,939ha、集積率が74.8%となっています。課題は、大規模農家に集積が進む中で、高齢者等の離農により手放された農地で条件の悪い圃場の受け手を探すのが困難になっております。この現状に対して、令和4年度の目標及び実績は、集積目標6,145haに対し、集積実績が5,973haとなり、達成状況は97.2%です。集積実績の数値は、共済細目書の数値で計算しております。農業委員会の点検結果については、大規模農家に集積が進む中で、中小規模の担い手の後継者問題等から全体的に集積が進まなかったことにより、目標を下回った結果となりました。次に、2、遊休農地の発生防止と解消について、現状と課題で遊休農地51haに対して、目標での解消面積8haに対し、実績で1haと目標の12.5%という結果となりました。7月から8月にかけて農地パトロール行っただき、その後、対応にご尽力いただき解消した農地もありましたが、後継者がなく廃業された中小規模の農家の圃場をすべてカバーできず、新規で発生したことから、微減という結果でした。次に、3、新規参入の促進についてですが、昨年度までは2〜3経営体の新規参入がありましたが、令和4年度につきましては、残念ながら新規参入がないという結果となりました。次に、2、最適化活動の活動目標、1、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日と設定しました。2、活動強化月間の設定では、6月は情報共有月間、11月は利用意向調査配布月間、12月は人・農地プラン話し合い参加月間と年3回の強化月間を設定し、それぞれの強化月間で皆様に活動頂きました。次に、3、新規参入相談会への参加、につきましては、活動目標として年1回の参加を目標としておりましたが、市内の新規農業者の相談者がいなかったことから参加しておりません。3、事務の実施状況です。1、総会、部会の開催状況実績ですが、総会について毎月開催し、法定案件等をご審議いただきました。次に、2、農地法第3条に基づく許可事務につきましては、年間68件の申請をいただき、全て許可をしております。次に、3、農地転用に関する事務に

つきましては、年間113件の申請をいただき全て許可をしております。最後に、4、違反転用への対応につきましては、違反転用面積実績2.06haと昨年より変化はありません。活動内容につきましては、毎月の転用案件等の現地確認時のパトロールと8月に実施した市内全域の農地パトロール、早期発見、早期の是正指導に努めました。また、顛末案件や不適切な利用を発見した際には、農地等調査委員会で指導内容を協議し、組織として取り組みました。

以上が、議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案でございます。

続きまして、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。

1、農業委員会の状況の、1の農業委員会の令和5年4月1日現在の体制は農業委員数20名、推進委員27名の合計47名です。また、農業委員の中の認定農業者や女性等の数字をたすと20名を超えますが、これは農業委員の中に認定農業者や女性は何人いるのかわかりやすいように、認定農業者で女性の委員は両方でカウントしておりますので20名以上になっております。2農地、農地等の概要は総農家数3,000経営体、農業経営体販売農家数は1,629経営体で農業センサスのデータに基づいて記載しております。認定農業者は431経営体、基本構想水準到達者84経営体、基本構想水準到達者は農業改善計画を更新されなかった元認定農業者です。新規就農者数は11経営体、集落営農数は45経営体となっております。耕地面積は7,940haで昨年度変更はありません。この数値は耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。

2、最適化活動の目標につきましては、令和5年3月31日現在の管内農地面積7,940haに対して集積面積5,973haで集積率が75.2%です。課題は、大規模農家に集積が進んでいるが、地権者の意向があり集約が進んでいない。ことです。集積率の目標は、農業振興課所管の長浜市農業活性化プランに合わせて、令和5年度に80%にしております。遊休農地解消の目標については、令和5年3月31日現在、遊休農地のA区分が約50haあり、その内、容易に解消できる緑区分が34ha、解消が困難な黄区分が16haです。課題は、農業者の高齢化が進み、資材等が高騰する中、離農される農業者が増えてきているが、農地の受け手の調整がなかなかつかない。特に条件の悪い圃場については、受け手を探すのが困難になってきていることです。緑区分の解消目標は、現在の5分の1の面積を記入することになっているので7haとしております。また、黄区分の解消目標は工程表を策定することになっております。新規発生遊休農地の解消は1haとしております。新規参入の促進について、課題は優良農地の確保と初期投資がかかることと考えます。目標は今年度から、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積、となっており、また目標数値は過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上となっておりますので、3年間の平均260haの1割26haとしております。最後に最適化の活動目標については、国は月10日以上、最低でも8日とさ

れていますので、月8日としております。活動については、農地の見回りや、日々の農業者との農業に関する立ち話等も含まれます。ただし、見回りだけでなく、遊休農地発生防止や新規就農者の参入促進等バランスよく活動していただきたいと思います。活動強化月間については、年3回設定することになっており、6月に地区会議をしますので情報共有月間、11月に農地パトロールを取りまとめて利用意向調査をしますので利用意向調査配布月間、12月は、地域計画の話合い参加月間としております。新規参入相談会への参加目標は、令和6年1月開催予定の農業会議主催の就農準備講座で受講者との意見交換の時間を設けられますので、長浜市で就農希望の方がいましたら、就農内容に合わせて1人委員に参加していただこうと考えております。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明につきましては、以上でございます。簡単ではございますが、議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案、議案第143号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第142号ならびに議案第143号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。裁決については、議案ごとに行います。

(会長)

まず議案第142号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

(会長)

次に議案第143号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することと

たします。

(会長)

なお、本評価、計画等は、法令の定めに基づき、市ホームページ等で公開することといたしますのでご了解くださるようお願いいたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。